

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

彦根市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 6 月 16 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	彦根市立高宮小学校	468 名	27 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

彦根市立高宮小学校は、「人間尊重の精神を基盤に、心豊かでたくましく生きる子どもの育成」を学校教育目標に掲げ、人権教育を柱とした教育を推進している学校である。

近年、新興住宅地の開発に伴う児童数の増加とともに、特別な教育支援を必要とする児童の人数が増加傾向にある。そこで、校内研究のテーマを「個に応じた効果的な支援の在り方と指導の充実」と設定し、特別支援学級の児童だけでなく、通常学級における個々の児童の教育的ニーズの把握に努め、自立と社会参加を見据えて、その教育的ニーズに的確に応える効果的な指導方法等の実践研究に取り組んでいる。

また、障害のある児童が、学習意欲や集団への所属感をもって、障害のない児童と共に学ぶことができる教育活動の推進にも取り組んでいる。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

(1) 運営協議会の開催

8 月に運営協議会を開催した。この運営協議会の構成員は、大学准教授、総合教育センター教育相談員、市教委指導主事、市発達支援室次長、合理的配慮協力員、管理職、特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任であった。

運営協議会の中では、インクルーシブ教育システム構築に係る校内支援体制及び校内研究推進の方向性、合理的配慮協力員の有効活用などについて協議し、合理的配慮の取組状況を確認するとともに、指導・助言を行った。

(2) 校内検討委員会及び授業研究会における指導・助言（年 2 回ずつ開催）

校内検討委員会に市教委担当指導主事が参加し、モデル事業の取組状況の把握を

行うとともに、対象児童への合理的配慮の内容を校内委員とともに検討し、指導・助言を行った。また、授業研究会に参加し、特別支援教育の視点に立った指導・支援及び教材研究等に係る指導・助言を行った。

【モデルスクールとして行った取組】

(1) 校内体制の整備

市教育委員会が中心となる運営協議会において、インクルーシブ教育システム構築のための校内検討委員会の設置、合理的配慮協力員の活用、合理的配慮の検討及び決定のプロセスの3点について検討し、学校が組織として一体となった支援に向けて取り組んでいけるよう、体制づくりを行った。

(2) 校内検討委員会の設置

校内検討委員会の構成メンバーを管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任及び合理的配慮協力員とし、年4回開催した。初回の検討委員会には県総合教育センター教育相談員及び市教委担当指導主事を、そして2回目の検討委員会には市教委担当指導主事を招き、対象児童への合理的配慮の内容について指導・助言を受けた。

(3) 校内研修の充実

学校の教職員が特別支援教育についての理解を深め、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた教育活動の実践に向けた意識の向上を図るため、校内研修を充実させた。

年度当初には、特別支援教育士を招き、インクルーシブ教育システム構築に係る基本的なスタンス、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童の実態及び指導方法、学校全体で取り組む「学びのユニバーサルデザイン」などについて学び、教職員が共通理解のもとに実践を進めていくことの重要性を再認識した。

また、特別支援教育の視点に立った授業研究会を年7回開催し、一人一人の児童が、「できる」、「わかる」実感をもてる授業づくりについて研究を積み重ねた。

インクルーシブ教育システム構築においては、障害のない児童と障害のある児童が互いを受入れ、共に学ぼうとする集団づくりが何よりも大切である。友達の良さを認めること、そして相手への思いやりをもって接することなど、人権教育の基本を大切にしながら、全校挙げて取り組んだ。

(4) 合理的配慮の検討及び決定

対象児童への合理的配慮については、児童の障害の状況を踏まえ、これまでに作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画を校内検討委員会で見直し、中央教育

審議会初等中等教育分科会報告で示された観点に基づいて検討した。特に、教育内容及び教育方法について、配慮の内容を吟味し、決定した内容を平成 25 年度の個別の指導計画に組み入れた。合理的配慮の内容については、対象児童の保護者に示し、同意を得た。

また、合理的配慮によって対象児童がどのように変容したかを合理的配慮協力員が記録し、その記録をもとに校内検討委員会で、内容を更に見直していくという体制をとった。

(5) 関係機関との連携

平成 25 年度に発足した彦根市発達支援室との連携を図るため、支援室の職員にモデルスクールを訪問してもらい、児童の実態を把握するとともに、ケース会議への参加を依頼し、対象児童の指導計画について指導・助言を受けた。

3. 成果及び課題

【成果】

(1) 特別支援教育の視点に立った校内研究の充実

「個に応じた効果的な支援の在り方と指導の充実」という研究テーマに基づき、各観点に基づく合理的配慮の内容について、学校全体で考えることができた。

合理的配慮の検討は、対象児童だけでなく、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童への支援をより具体化しようとする教員の意識改革につながった。特に、学びのユニバーサルデザインについての理解を深め、「本時のめあて」「学習の流れ」の提示、視覚による支援、児童を認める褒め言葉など、全校で共通実践を進めることができた。

また、一人一人の児童を観察し、個のニーズに応じた指導及び支援を行うこと、障害のある児童への肯定的な関わりにより学級集団の意識を高めることなど、とりわけ若手教員の指導力向上につながる視点について研究を深めることができた。

(2) 校内指導体制の構築

対象児童にとっては、個別に関わってくれる、安心感をもてる人が必要であることから、担任や特別支援教育支援員などが共通理解を示しながら関わっていける体制を構築した。

また、合理的配慮の内容と方法は都度見直していくことが必要であり、合理的配慮協力員が随時記録を残し、それに基づいて担任や特別支援教育支援員などに具体的な指導・助言を行ってきた。

児童の実態や指導の手立てなどについて、職員室での情報交換が活発に行われることにより、全教員が共通理解と共通実践の大切さを強く意識するようになった。

【課題】

平成 25 年度においては、障害のある児童の指導に当たり、近隣の特別支援学校との連携を十分にとることができなかつた。今後、合理的配慮の校内検討委員会に特別支援学校の教員を招くなど、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら、更なる支援体制の充実を図っていく必要がある。

また、通常学級に在籍している児童で、個別の支援を必要とする児童はほかにもいると考えられるので、特別支援教育支援員や合理的配慮協力員の配置に加え、市内の 3 小学校に設置している通級指導教室との連携強化を図っていく必要がある。

あわせて、学級担任の指導力向上も含め、校内指導体制の整備を更に進めていく必要がある。